

災害減免制度のあらまし

令和6年3月
秋田県

地震、風水害、落雷、火災、雪害などの災害により事業用資産、家屋、自動車などに被害を受けられた方は、当該年度分の個人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割・種別割などのうち、災害を受けた日以後に納期限を迎えるもの(注)について、その被害の程度に応じて税額の減免、納税や申告の期限の延長ができることとなっております。

このような県税の減免、あるいは期限の延長を受けるためには、一定の手続きが必要です。

このリーフレットでは、災害減免制度のあらましをご紹介します。

(注) 既に納付しているものは対象となりません。ただし、不動産取得税、自動車税環境性能割の減免については、納付済のものであっても対象となる場合があります。

◎期限の延長

災害被害を受けたことにより、当初の期限までに県税の申告、申請または納付などができない場合には、これらの期限について延長を受けることができます(延長期間は概ね災害がやんだ日から2月以内です)。詳しくは総合県税事務所納税部又は最寄りの支所までお問い合わせください。

◎徴収の猶予

災害により財産に損害を受け、税額を一時に納付することができない場合に、1年以内(事情により最高2年まで)の期間に限り、徴収の猶予を受けられることがあります。徴収の猶予の申請は総合県税事務所納税部又は最寄りの支所までお問い合わせください。

県税の減免等を受けるための申請書は、総合県税事務所・各支所に備え付けているほか、県のウェブサイト「美の国あきたネット」からダウンロードできます。

◎不動産取得税の減免制度

○減免の対象となる場合

- ① 災害により滅失又は損壊した不動産(②の適用を受けた不動産を除きます。)に代わる不動産を3年以内に取得したとき
 - ② 取得した不動産が取得してから1年以内に災害により滅失又は損壊したとき
- (注) 滅失又は損壊とは、主要構造部や内装・建具等に損傷を受け、家屋の価格の10分の4以上の価値を減じたことをいいます。

○減免される税額

上記①の場合

滅失又は損壊した不動産の固定資産台帳に登録された価格に税率を乗じた額を限度として減額

上記②の場合

災害を受けた家屋の状態	不動産取得税の減免額
滅失又は損壊したことにより家屋の全部を取り壊したとき	全額減免
損壊した家屋を取り壊さなかった場合	損壊の程度に応じて一定額を減免

○減免を受けるための手続き

上記①の場合

不動産取得税の納期限までに、申請書に市町村長等の発行する被災証明書、滅失又は損壊した不動産の資産証明書を添付して総合県税事務所へ提出してください。

上記②の場合

災害の止んだ日から2月以内に、申請書に次の書類を添付して総合県税事務所へ提出してください。

●市町村長等の発行する被災の事実を証明する書類(以下「被災証明書」といいます。市町村により名称が異なる場合があります。)

◎自動車税環境性能割の減免制度

○減免の対象となる場合

- ① 災害により滅失又は損壊した自動車（②の適用を受けた自動車を除きます。）に代わる自動車（取得者・用途・自家用または事業用の別がいずれも同一である自動車）を3月以内に取得したとき
※やむを得ない事情がある場合は、事前に申請することで6月以内に取得したものが対象となります。
- ② 取得した自動車が取得してから1月以内に災害により滅失又は損壊したとき

○減免される税額

上記①の場合 滅失又は損壊した自動車の滅失又は損壊した日において課税標準となるべき価額に税率を乗じた額を減額

上記②の場合 全額減免

○減免を受けるための手続き

上記①の場合は**災害により自動車が滅失又は損壊した日から3月以内に**、上記②の場合は**災害の止んだ日から3月以内に**、申請書と市町村長等の発行する被災証明書、自動車の登録事項等証明書を総合県税事務所へ提出してください。

※軽自動車税環境性能割も同様の減免制度があります。

◎自動車税種別割の減免制度

○減免の対象となる場合

災害により損害を受けた自動車の修繕費（保険等で補てんされるべき金額を除く。）が自動車税の年税額を超えるとき

○減免される税額

- ① 修繕費が年税額の2倍を超える場合 税額の2分の1を減免
- ② 修繕費が年税額の2倍以下の場合 税額の4分の1を減免

○減免を受けるための手続き

災害の止んだ日から1月以内に、**申請書と市町村長等の発行する被災証明書**、**修繕費の金額が分かる書類**を総合県税事務所へ提出してください。

◎個人事業税の減免制度

○減免の対象となる場合

- ① 災害により被害を受けた事業用資産（棚卸資産、事業用固定資産等）の損害の金額が、事業用資産の総額の10分の3以上、かつ、個人の事業所得金額が1,000万円以下のとき。
- ② 災害により被害を受けた資産（住宅又は家財）の損害の金額が、資産の総額の10分の3以上、かつ、合計所得金額が1,000万円以下のとき。

（注）損害金額には、保険金等で補てんされる額は含まれません。

○減免される税額

上記①の場合

事業所得金額	事業税の減免額
500万円以下	全額減免
500万円超 750万円以下	2分の1を減免
750万円超	4分の1を減免

上記②の場合

合計所得金額	事業税の減免額
400万円以下	2分の1を減免
400万円超	4分の1を減免

○減免を受けるための手続き

災害の止んだ日から1月以内に申請書と市町村長等の発行する被災証明書を総合県税事務所へ提出してください。

災害減免制度についてのご相談、お問い合わせは、
総合県税事務所まで

◎個人事業税の減免制度

課税部課税第一課

TEL 018-860-3338

◎不動産取得税の減免制度

課税部課税第三課

TEL 018-860-3337

◎自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免制度

課税部課税第四課

TEL 018-860-3339